

4月から

新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護予防・日常生活支援総合事業とは、65歳以上のすべての人を対象に、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的に、介護保険制度の地域支援事業として実施するものです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つの事業に大きく分かれています。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生活できるよう、ニーズに合った多様な介護予防と生活支援サービスを提供します。また、これまで要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部（訪問介護と通所介護）がこの事業に移行します。

※問合せ先 健康福祉課 高齢福祉係 ☎92-7964

介護予防・生活支援サービス事業

対象者：介護保険の要支援1・2の認定を受けた方、事業対象者と判定された方

事業名	内容
訪問型サービス (訪問を受けて利用する)	掃除や洗濯などの日常生活上の支援です。ホームヘルパーによる従来の介護予防訪問介護に相当するサービスから、ボランティアによるごみ出しまで、様々なサービスが行われます。 ※訪問型サービスは、「できること」と「できないこと」が決められています。利用前によく理解した上でサービスを開始しましょう。詳しくは、ケアマネージャーにご相談ください。
通所型サービス (通所して利用する)	機能訓練などの通所型のサービスです。通所介護事業所による従来の介護予防通所介護に相当するサービスから、ボランティアが主体となった体操や運動等のサービスまで、様々なサービスが行われます。

一般介護予防事業

対象者：65歳以上のすべての方

事業名	内容
スロージョギング®教室	介護予防を目的にスロージョギング®の講話や実技指導を通して、自立した日常生活を営むことができるように図る教室です。
通いの場	介護予防や健康づくりのためだけでなく、閉じこもり防止のために、地域の高齢者が歩いて通える所で開く交流の場です。
介護予防サポーター養成講座	講座や運動実技を通して、地域住民が介護予防に関する知識や技術を身につけて、地域で介護予防を目的とした自発的な活動を行うための人材育成を行う講座です。 ※介護予防サポーター養成講座は、65歳未満の方も対象になります。

よくある質問

Q & A

Q. 利用するにはどうすればいいの？

- A. まずは、健康福祉課又は基山地区地域包括支援センターに相談してください。事業対象者を決定します。
介護予防・生活支援サービス事業：事業対象者の判定は、各窓口で基本チェックリスト(※)を用いて行います。
※基本チェックリストとは、要介護の原因になりやすい運動器の機能低下や低栄養、もの忘れ、うつ症状などに関する25項目の簡単な質問に答えることで、生活機能をチェックすることができる全国共通の質問票です。
一般介護予防事業：65歳以上のすべての方が利用できます。各窓口で利用者に合った事業を紹介します。

Q. 現在、要支援認定を受けている人は何が変わるの？

- A. 事業の枠組みが変わる以外、大きな変更はありません。要支援認定者への予防給付のうち、訪問介護・通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。
現在サービスを利用している方は、認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。

Q. 要介護認定を受けている人は、介護予防・日常生活支援総合事業を利用できるの？

- A. 介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1・2の方又は事業対象者の方のみが利用できるサービスです。
要介護1～5の認定を受けている方は、現在の介護サービスを利用できます。